

新型コロナウイルス関係 5.26⑤

令和2年5月26日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

羽 鳥



新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について

今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長の連名にて、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主幹部（局）長に対し、「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」が公布・施行されたことに伴う留意事項について周知を依頼するものです。

医療機関に関しては、排出事業者が毎年6月30日までに行うとされている前年度の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の年次報告書の提出が10月31日までとされたこと、マニフェストの写しの送付期限等の延長がなされていること、及び排出事業者が事業場外で産業廃棄物を保管するときは新型コロナウイルス感染症等に起因するやむを得ない場合には事後届出でよいことについて特にご留意を頂ければと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、貴会管下医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

追って、環境省作成のポスター2点（「医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ」（改訂版）及び「宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ」）並びに事務連絡「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（周知依頼）」をご参考までに同封いたします。

新型コロナウイルス感染症に対処するための
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

令和2年5月15日
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一定の期限までに履行しなければならない義務の一部について、その履行が困難になっている状況を踏まえ、制度上必要な措置を講ずる。

2 特例省令の内容

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除されるまでの間に履行期限が到来するために、その履行に大きな影響が発生する次の義務等について、履行期限の延長を行うなどの特例を定める。

(1) 年次報告等の期限の延長

次の報告等の提出期限は通常毎年度6月末までとされているが、令和2年度に行う報告等については令和2年10月末まで延長。

- 多量排出事業者の廃棄物処理計画及び実績の年次報告
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の年次報告
- 再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けた者が行う処理の実績報告

(2) 廃棄物処理業に係る許可の変更の届出等に関する特例

○一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可並びに再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けた事項に変更があったとき等に必要な変更届の提出期限を延長（原則10日以内→30日以内）。

(3) 廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例

○一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の定期検査ができなかった場合には、当該施設が設置されている都道府県の緊急事態解除宣言の日から起算して4月以内に行えばよいこととする。

(4) マニフェストに関する特例

○運搬受託者及び処分受託者が廃棄物の処理をした際にマニフェスト交付者へのその写しの送付期限を延長（原則10日以内→30日以内）

○電子マニフェストについてもマニフェストと同様に登録の期限を延長（休日を除く3日以内→30日以内）

○マニフェスト交付者が、その写しの送付を受けないことにより産業廃棄物の処理の状況の把握等をすべき義務を負うまでの期限を延長（運搬受託者若しくは処分受託者からの写し90日→120日、最終処分終了の写し180日→240日）

○電子マニフェストについては、情報処理センターが運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けられるまでの期間を延長。（収集運搬・処分90日→120日、最終処分180日→240日）

(5) 産業廃棄物の保管の届出に関する特例

○排出事業者が自ら排出する産業廃棄物を事業場外において保管するときは通常は事前に届出が必要だが、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）による処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う場合には事後届出でよいこととする。

(6) その他

○(1)から(5)までの規定の整備に伴う所要の改正を行う。

3 施行期日等

令和2年5月15日

なお、(1)以外の規定については緊急事態宣言がされた日（令和2年4月7日）に遡って適用する。

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。


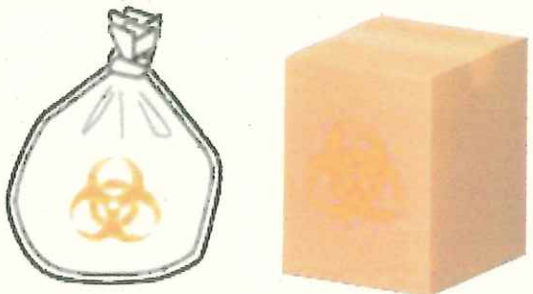
消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いいたします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいのものであって、
感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の液状または 泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラ袋の二重使用 または、堅牢な容器
 例：プラスチック製容器	 例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）	

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)